

別紙6

1. 補助金支出一覧(令和6年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所管	支出名称	支出先	6年度当初	5年度当初	交付目的	事業概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
1	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	国指定文化財管理費補助金	国指定文化財所有者	579,000	579,000	文化財保護法第27条の規定により指定された文化財の所有者等に対して、防災設備点検等維持管理のために、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。	国の重要文化財所有者に対し、防災設備点検等維持管理費事業費の1/4以内を補助する。	S55	R6
2	教育委員会事務局 総務部 文化財保護課	市指定文化財保存修理事業費補助金	市指定文化財所有者	4,500,000	4,500,000	条例の策定により、指定された文化財の保存修理を行う文化財の所有者等に対して、必要な補助を行うことにより、文化財の保護を図り、市民の文化の向上及び発展に資することを目的とする。	所有者から申請を受けた、保存修理事業を行わない文化財としての価値を損なう恐れのあるものについて、審査を行い、審査に合格した文化財の保存修理事業にかかる総事業費の1/2について補助する。	H12	R6
3	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	大阪国際平和センター運営費補助金	公益財団法人 大阪国際平和センター	66,182,000	68,790,000	大阪府と連携し、大阪空襲の犠牲者を追悼するとともに、戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に伝え、平和を願う豊かな心を育み、世界平和に貢献することを目的に、府市共同で大阪国際平和センターを設立し、以降、府とともに運営費補助を実施。	大阪国際平和センターの運営費のうち、事業費については府市で1/2ずつを補助し、管理費については財団自主財源を差し引き府市1/2ずつを補助する。	H3	R6
4	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当	キッズプラザ大阪運営補助金	(一財)大阪教育文化振興財団	0	121,826,000	感染症等の想定外の事象を原因とする入場者数の大幅な減少等により、キッズプラザ大阪の運営が著しく困難となり、又は困難となることが予測される場合において、キッズプラザ大阪の運営事業者に対して、当該事象による影響が継続する期間に限り、補助を行うことにより、キッズプラザ大阪の機能を維持し、もって多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供し、次代の大阪を担う子どもたちの教育や健全育成に寄与することを交付目的とする。	キッズプラザ大阪の利用促進を図り、多くの子どもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。	R2	R5
5	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金(給食費補助)	準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,641,184,000	1,602,453,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定され、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、学校給食費の支給を行う	S34	R6
6	教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金(学用品費等補助)	要保護・準要保護家庭の児童生徒の保護者	1,040,400,000	1,068,287,000	教育基本法第4条第3項、学校教育法第19条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護者)に対して、児童生徒費、校外活動費、修学旅行費、通学費、入学準備金(1・7年生のみ)の支給を行う(修学旅行費以外は準要保護者のみ)	S34	R6

1. 補助金支出一覧(令和6年度予算)

一般会計

(単位:円)

番号	所 管	支出名称	支出先	6年度当初	5年度当初	交付目的	事業概要	事業開始年度	終期又は次回検証年度
7	教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (中学校夜間学級学用品 費等補助)	本市在住中学校夜間学 級生徒、またはその保 護者	1,299,000	1,127,000	大阪市内に在住する中学校夜間学級に通う生徒で、経済的 理由により就学が困難な者に対し、就学上の負担を軽減 し、教育の円滑な実施を図ることを目的とする	就学が困難であると認定された中学校夜間学級生徒また はその保護者に対して、学用品費等、校外活動費(泊を 伴わないもの)、修学旅行費、通学費の支給を行う	S45	R6
8	教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	児童生徒就学費補助金 (小・中学校特別支援学 級学用品費等補助)	大阪市立小・中学校の 特別支援学級に就学す る児童生徒の保護者及 び学校教育法施行令第 22条の3に規定する障 がいの程度に該当する 児童生徒の保護者	119,128,000	94,197,000	大阪市立小学校または中学校の特別支援学級に就学する 児童生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規 定する障がいの程度に該当する児童生徒の保護者の経済 的負担を軽減し、もって、特別支援教育の振興に資する ことを目的とする	小学校または中学校の特別支援学級に就学している児童 生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条の3に規定す る障がいの程度に該当する児童生徒の保護者に対して、 「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令」第2 条の経費の支弁区分により経済的負担能力に応じて、学 用品等購入費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、 通学費、新入学児童・生徒学用品費等(1・7年生のみ)、 交流学習交通費、職場実習交通費(中学校のみ)、医療費 を支給する	S46	R6
9	教育委員会事務局 学校運営支援 センター 事務管理担当	市奨学費(奨学費補助 金)	本市在住高校生及び高 専生	11,087,000	11,993,000	経済的理由のために高等学校等の修学が困難な者に対し 奨学費を支給し、教育の機会均等を確保することを目的 とする	本市の区域内に住所を有する市民税非課税の世帯(生活 保護世帯を除く)を対象として、領収書等により使途確 認の上、奨学費を支給する 第一学年は107千円以内、第二学年以上は72千円以内、 大阪府「奨学のための給付金」の支給額を差し引いた額 を奨学費の支給上限額とする	S24	R6
10	教育委員会事務局 指導部 保健体育担当	児童生徒就学費補助金 (医療費援助)	要保護・準要保護家庭 の児童生徒の保護者	2,883,000	4,300,000	教育基本法第4条3項、学校教育法第19条、学校保健安全 法第25条に基づき、経済的な理由により、就学が困難な 児童生徒に対して、必要な援助を行い就学の確保を図 り、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする	就学が困難であると認定された生活保護受給者(要保護 者)、生活保護に準ずる程度に困窮している者(準要保護 者)に対して、学校保健安全法で定める対象疾病にかか る医療費の援助を行う	S46	R6
11	教育委員会事務局 指導部保健体育担当	全国中学校スポーツ大 会選手派遣補助金	全国中学校スポーツ大 会に参加する本市中学 校生徒の保護者	5,186,000	4,342,000	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催さ れていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予 選会を経る全国規模の競技大会に参加する本市立中学校 生徒の交通費及び宿泊費を補助し、スポーツ実践の機会 を保障することで心身ともに健康な中学生の育成を図る ことを目的とする	全国中学校体育大会及び全国中学校体育大会では開催さ れていない競技のうち、全国中学校体育大会と同様の予 選会を経る全国規模の競技大会に出場する中学生に対す る交通費および宿泊費の補助なお、補助額については、 交通費はJR大阪駅から開催地(会場)までの往復運賃 に相当する額を上限また、空路の方が合理的な場合は空 路を適用し、開催都市までの往復運賃に相当する額を上 限とする運賃の積算、空路の利用については、職員の旅 費に関する条例をもとに積算し、宿泊費は実費とする(1 泊上限3,500円、かつ3泊を上限)	不明	R6
合計				2,892,428,000	2,982,394,000				